

日連 10 第 173 号
(総 2 第 13 号)
平成 10 年 5 月 21 日

税制審議会
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、地方法人課税のうち事業税の外形標準課税等について

(諮問の趣旨)

平成 10 年度の税制改正においては、法人税に関して税率の引き下げと課税ベースの拡大を中心とした大幅な見直しが行われたところである。

一方、地方法人課税については、事業税の税率引き下げ等若干の改正が行われたが、抜本的な見直しは先送りとなっている。

地方公共団体が課する地方税は、応益負担の原則を根拠とするといわれ、法人住民税は地域社会の費用をその構成員として負担することとして課するものであり、法人事業税は事業活動を行うに当たって地方公共団体の各種施設を利用し、また行政サービスを受けていることからその費用を分担すべきものであるとして、法人の事業そのものに対して課税する税とされている。

地方公共団体については、現在地方分権の推進からそのあり方が問われており、この法人住民税、法人事業税について、その課税標準を税の性格や地方公共団体の法人課税の意義に照らして何に求めるのかを見直し、明確にする必要がある。

そこで、地方法人課税について、法人住民税の均等割額の課税、赤字法人に対する課税、地方消費税課税等を踏まえ、事業税のあり方の検討を貴審議会にお願いすることとしたものであります。